

＜委託による生産＞

I 届出の手續方法

1 肥料の委託生産に係る肥料取締法上の取扱いについて

肥料を他の者に委託して生産する場合については、以下に掲げる①及び②の両方を満たす場合に限り、受託者ではなく、委託者が肥料の品質の確保等に関する法律第2条第4項に規定する「生産業者」に該当します。生産業者は、生産する肥料について農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務等があります。

- ① 受託者による肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること。
- ② ①により受託者が生産した肥料は、全て委託者に譲渡されること。

肥料の委託生産を行う場合、委託者と受託者は、受託者の生産する肥料が委託生産によるものであることが確認できるよう、当該委託生産についての契約書を作成するとともに、委託者は登録申請等の時までに、「委託による肥料の生産に関する届出書」を届出する必要があります。

契約書には、「委託による肥料の生産に関する届出書」の届出事項となっている「委託により生産を行う事業場の名称及び所在地」、「委託により生産する肥料の種類」及び「委託生産に係る契約期間」を明記するようにしてください。

(1) 委託による肥料の生産に係る届に必要な書類等

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 委託による肥料の生産に関する届出書 | 1 通 |
| イ 委託生産契約書の写し | 1 通 |
| ウ 委託により生産を行う事業場の地図 | 1 通 |

(2) 委託による肥料の生産に係るその他の届出

- | | |
|-------------------------|-----|
| ア 届出事項が変更になった場合 | |
| 委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書 | 1 通 |
| 登記簿等 | 1 通 |
| イ 生産を廃止した場合 | |
| 委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書 | 1 通 |

2 届出書の受け取り通知について

肥料の登録申請書または生産業者届出書等が提出され、当該肥料が登録または受理された場合は、整理番号を記した通知文を送付します。

3 留意事項

委託者と受託者は、作成した当該委託生産に係る契約書を、契約の期間中において、双方で保管してください。委託者は、受託者が肥料を生産する事業場に、登録証及び仮登録証の写し、帳簿を備え付けてください。

委託者は肥料登録申請書、指定混合肥料生産業者届出書及び特殊肥料生産業者届出書等における「生産する事業場の名称及び所在地」や、生産業者保証票及び輸入業者保証票における「生産した事業場の名称及び所在地」に、受託者の氏名（法人にあってはその名称）並びに生産する事業場の名称及び所在地を記載してください。

Ⅱ 施用者委託配合について

1 施用者委託配合に係る肥料取締法上の取扱いについて

肥料を自ら施用するために、肥料を自ら生産する行為（「自家生産」といいます。）を行う者については、肥料の品質の確保等に関する法律第2条第4項に規定する「生産業者」に該当しませんので、生産した肥料について、農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務等はありません。

肥料を自ら施用する者からの委託を受けて肥料を配合する行為（「施用者委託配合」といいます。）についても、以下に掲げる①～⑦の全ての要件を満たす場合に限り、自家生産の場合と同様、業として行う生産に該当しないものとして取り扱うこととなっています。

- ① 受託者による肥料の配合は、委託者の指図に基づくものであること。
- ② 受託者による肥料の配合は、委託者の指図ごとに行い、複数の指図に基づきまとめて肥料の配合を行わないこと。
- ③ 受託者は、委託された肥料の配合を第三者に再委託しないこと。
- ④ 原料として配合される肥料は、法に基づく登録若しくは仮登録を受け、又は届出されたもののほか、委託者が自ら生産したものであること。
- ⑤ 受託者が配合した肥料は、法に基づく登録等により品質が確保されたものではないことを、委託者と受託者との間であらかじめ確認すること。
- ⑥ ①により委託者が配合した肥料は、全て委託者に引き渡されること。
- ⑦ 受託者が配合した肥料は、委託者が全て自ら施用し、又は廃棄することとし、第三者へ譲渡しないこと。

①～⑥のいずれかの要件に該当しない場合には、従来どおり、受託者が、配合した肥料についての登録申請や届出等を行う義務があります。

①～⑥の全ての要件に該当するが⑦の要件に該当しない場合（受託者が配合した肥料について、委託者が他者に譲渡する場合）には、委託者が、譲渡する肥料についての登録申請や届出等を行う義務があります。

2 必要な手続き等

委託者は、施用者委託配合に当たっては、「肥料の配合依頼書」を作成し、受託者へ提出するとともに、その写しを保管する必要があります。

受託者は、施用者委託配合後の肥料の委託者への引渡しに当たっては、「肥料の配合報告書」を作成し、委託者へ交付するとともに、その写しを保管する必要があります。

配合依頼書（及びその写し）並びに配合報告書（及びその写し）は、当該肥料が施用者委託配合によるものであることを他者が確認できるよう、委託者と受託者の双方において2年間保管する必要があります。

3 留意事項

施用者委託配合において、ゼオライト等の土壌改良資材を、配合依頼書に基づき配合することは問題ありませんが、配合の組合せによっては、化学反応による発熱、遊離その他の品質低下を引き起こす場合もあることにご留意ください。また、農薬入り肥料の配合はできません。

牛由来の原料を原料とする肥料については、摂取防止措置又は原料加工措置が行われたものでなければ、施用者委託配合の原料として使用することはできません。

さらに、造粒、成形、ペレット化等の加工行為や、動植物質の肥料の堆積・腐熟等の行為については、施用者委託配合とは認められません。